

私たちは「生命への奉仕」を理念とし良質な医療を行うことを目標としていますが、それには患者さんと医療従事者が互いの信頼関係に基づき、安心して医療を受けられるようにすることが大切です。そこで以下のように「患者さんの権利」と「患者さんに守っていただきたいこと」を定めています。

患者さんの権利

すべての患者さんは

1. 個人の人格や価値観などが尊重される権利があります。
2. 良質な医療を公平に受ける権利があります。
3. 治療を受ける為に必要な情報の提供と説明を受ける権利があります。
4. 自らの意思で治療方法などを選択する権利があります。
5. 他の医師の意見(セカンドオピニオン)を求める権利があります。
6. 自分の診療録の開示を請求する権利があります。
7. 個人の情報やプライバシーが保護される権利があります。

患者さんに守っていただきたいこと

1. 病状やアレルギーなど身体に関する情報は正確に提供して下さい。
2. 職員から受けた説明や指示を守って下さい。
3. 病院の規則、マナーを守って下さい。
4. 適切な医療を維持するために、医療費を遅れることなくお支払下さい。

※上記を守って頂けない場合は、当院での医療を受けられないこともあります。

私たちは患者さんの意見や希望に耳を傾け、改善を図っていきます。

患者さんは意見や苦情を述べたことで、不利益をこうむることはありません。

意見や苦情を直接述べるのが難しい場合、院内に設けた「ご意見箱」を利用することもできます。